

## 西宮市認可外保育施設における食材費・光熱費等高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品価格、光熱費等の物価高騰の影響を受けた認可外保育施設を運営する事業者に対し、支援金を給付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、申請時に西宮市内において次に掲げる施設を設置し、事業を実施する者とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2に規定する届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く。）

(交付額)

第3条 支援金の額は、別表左欄の基準に基づき、右欄の金額とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書を市長が必要と認める書類を添えて、その定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、支援金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、支援金の額、交付時期その他必要な事項を記載した交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

3 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 支援金の交付を申請した者は、前条第2項に規定する交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件により難いと認めるときは、市長の定める期日までに、文書で申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による交付の決定の通知をした後において、市の財政状況その他特段の事情の変更が生じた場合には、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、または決定の内容もしくは条件を変更したときは、すみやかにその旨を当該交付対象者等に通知する。

(交付)

第8条 市長は、第5条の規定による交付決定をしたときは、交付対象者に対し速やかに支援金を交付する。

(決定の取消)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき市長が行なった指示に違反したとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、返還する支援金の額、納付期限その他必要な事項を記載した返還命令書により、速やかに当該交付対象者に対し、その返還を命じなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

別表（第3条関係）

交付を受けようとする年度の4月1日時点 の利用定員と、在籍児童数のうち小さい方の 人数	支援金額
0～9人	18,000円
10～19人	54,000円
20～29人	90,000円
30～39人	126,000円
40～49人	162,000円
50～59人	198,000円
60～69人	234,000円
70～79人	270,000円
80～89人	306,000円
90～99人	342,000円
100～109人	378,000円
110～119人	414,000円
120～129人	450,000円
130～139人	486,000円
140～149人	522,000円
150～159人	558,000円
160～169人	594,000円
170～179人	630,000円
180～189人	666,000円
190～199人	702,000円
200～209人	738,000円
210～219人	774,000円
220～229人	810,000円
230～239人	846,000円
240～249人	882,000円
250～259人	918,000円
260～269人	954,000円
270～279人	990,000円
280～289人	1,026,000円
290～299人	1,062,000円

(令和5年12月実施分)

交付を受けようとする年度の4月1日時点 の利用定員と、10月1日時点の在籍児童数 のうち小さい方の人数(4月2日以降開設の 施設は開設日時点の上記人数)	支援金額
0～9人	15,000円
10～19人	45,000円
20～29人	75,000円
30～39人	105,000円
40～49人	135,000円
50～59人	165,000円
60～69人	195,000円
70～79人	225,000円
80～89人	255,000円
90～99人	285,000円
100～109人	315,000円
110～119人	345,000円
120～129人	375,000円
130～139人	405,000円
140～149人	435,000円
150～159人	465,000円
160～169人	495,000円
170～179人	525,000円
180～189人	555,000円
190～199人	585,000円
200～209人	615,000円
210～219人	645,000円
220～229人	675,000円
230～239人	705,000円
240～249人	735,000円
250～259人	765,000円
260～269人	795,000円
270～279人	825,000円
280～289人	855,000円
290～299人	885,000円